○防衛省令第九号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十四条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

防衛大臣　岸　信夫

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特別休暇） **第四十九条**　隊員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。 一～三　［略］ 三の二　隊員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の防衛大臣が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十日）の範囲内の期間 四～十七　［略］ 2～4　［略］	（特別休暇） **第四十九条**　隊員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。 一～三　［同上］ ［号を加える。］ 四～十七　［同上］ 2～4　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一―二（用語の定義）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年十二月二十四日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―二―四

人事院規則一―二（用語の定義）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―二（用語の定義）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。 一～三十二　（略）	規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。 一～三十二　（略）
三十三　「全体評語」とは、人事評価政令第九条第三項（人事評価政令第十四条において準用する場合を含む。）に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。	（新設）
三十四　「卓越して優秀」とは、人事評価政令第六条第二項第三号に掲げる職員（以下「六段階評価職員」という。）に付される全体評語のうち最上位の段階のものをいう。	（新設）
三十五　「非常に優秀」とは、六段階評価職員に付される全体評語のうち最下位の段階より四段階上位の段階のものをいう。	（新設）
三十六　「優良」とは、六段階評価職員に付される全体評語のうち最下位の段階より三段階上位の段階のものをいう。	（新設）
三十七　「良好」とは、六段階評価職員に付される全体評語のうち最下位の段階より二段階上位の段階のものをいう。	（新設）
三十八　「やや不十分」とは、六段階評価職員に付される全体評語のうち最下位の段階より一段階上位の段階のものをいう。	（新設）
三十九　「不十分」とは、六段階評価職員に付される全体評語のうち最下位の段階のものをいう。	（新設）

附　則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年十二月二十四日

人事院総裁　川本　裕子